地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習会
開　催　ご　案　内

労働安全衛生法第14条、労働安全衛生法施行令第6条第9号及び第10号、労働安全衛生規則第359条及び第374条等の規定により、

① 掘削面の高さが２メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）の作業。

② 土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業については、「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」を修了した者の中から作業主任者を選任し、作業の指揮・監視等を行わなければなりません。

北労安教第65号 期限2024.3.30

北海道労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会北海道支部
http://www.kensaibou-hokkaido.jp/

１．受講資格

受講資格の経験年数は、年少者労働基準規則により満１８歳以上からの経験年数となります。

① 地山の掘削作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に３年以上従事した経験を有する者。

② 大学、高等専門学校又は高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後２年以上地山の掘削作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者。

【注】この資格で受講する方は、卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）の写しを受講申込書に添付してください。

③ 職業能力開発促進法による所定の訓練等を修了した者で、その後２年以上地山の掘削作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者。

【注】この資格で受講する方は、修了証等の写しを受講申込書に添付して下さい。

受講資格を有しない者はこの講習を受講することができません。受講資格を有しない者が過誤又は虚偽の申立てにより受講し修了証の交付を受けた場合、その修了証は取消し無効となりますので、ご注意ください。

２．開催日時・会場・定員

講習は３日間です。各日とも開始１０分前までに受付けをしてください。

日時　令和５年３月７日（火）８：４５～１７：００　（定員５０名）
　　８日（水）８：４５～１７：００
　　９日（木）８：４５～１３：１５
会場　旭川建設業会館　４階大会議室
　　旭川市５条通５丁目左１０号　☎0166-22-5144

３．講習科目・修了試験

①	作業の方法に関する知識（専門知識）	１０時間３０分
②	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識（関連知識）	３時間３０分
③	作業者に対する教育等に関する知識（教育知識）	１時間３０分
④	関係法令	１時間３０分
⑤	修了試験	１時間００分
⑥	講習時間合計（修了試験を除く）	１７時間００分

４．時間割

1日目	時間	8:45～8:50	8:50～12:00		12:00～12:45	12:45～17:00
	項目	オリエンテーション	専門知識（途中休憩10分）		昼食休憩	専門知識（途中休憩15分）
2日目	時間	8:45～8:50	8:50～12:00		12:00～12:45	12:45～17:00
	項目	オリエンテーション	専門知識（途中休憩10分）		昼食休憩	専門知識・関連知識（途中休憩15分）
3日目	時間	8:45～8:50	8:50～10:20	10:30～12:00	12:05～13:15	
	項目	オリエンテーション	教育知識	関係法令	試験説明 修了試験	

５．講習科目の受講一部免除

受講資格を有する者で以下に該当する場合は、受講科目の一部免除を受けることができます。

（地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程第4条）

区分	講習科目の一部免除を受けることができる者	免除される講習科目
A	・職業能力開発促進法に基づく建築施工系鉄筋コンクリート施工科、土木系土木施工科又は土木系さく井科の訓練を修了した者 ・改正前の職業能力開発促進法の準則訓練である養成訓練のうち建設科、土木科又はさく井科の訓練を修了した者 ・建設業法施行令に規定する土木施工管理技術検定に合格した者	専門知識、関連知識
B	職業能力開発促進法に基づく建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	専門知識、関連知識、教育知識

【注】科目の一部免除を受ける方は、修了証等の写しを受講申込書に添付して下さい。

６．修了試験・修了証

① ３日目の講習終了後、引続き修了試験を行います。所定の科目と時間の全てを受講しなければ修了試験を受けることができません。修了試験は「全科目合計の６割以上の得点」及び「科目ごとに４割以上の得点」の両方を満たした場合に合格となります。満たない場合は不合格となります。

② 修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル（ＨＢ・Ｂ）」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。

③ 修了試験合格者には、「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了証」を交付します。不合格者には不合格通知書を郵送します。

④ 「修了証」は提出していただいた修了証送付用封筒で後日「特定記録」で郵送します。
当支部で他の技能講習を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。
統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

７．受講料

① 全科目受講者　受講料（教材費込み）２３，５２０円（消費税込み）

② 科目免除者　　受講料（教材費込み）１１，４２０円（消費税込み）

８．受講申込みに必要なもの

① **「受講申込書」**
「経験証明欄」に受講資格の経験年数を証明する「事業主証明」が必要です。
個人事業主が自ら受講する場合、「事業主証明」は第三者の証明が必要となります。

② **「本人を確認するための書類」（いずれかの写しを添付）**
自動車運転免許証（住所変更されている方は表裏両面）、マイナンバーカード（表面のみ）
パスポート、住民票（個人番号が記載されていないもの）、健康保険証等
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等

③ **「受講資格を証明する書類」（写しを添付）（対象者のみ）**
「１．受講資格」の②③の資格で受講する方は、卒業証明書、卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）、修了証等を受講申込書に添付してください。

④ **「証明写真（カラー）２枚」**（縦3.0cm×横2.5cm） 上半身無帽で最近６ヶ月以内に撮影したもの。
写真の裏面に氏名を記入してください。
（色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの等は不可。）

⑤ **「受講料」**

⑥ **「修了証送付用封筒」、「修了証送付料（２４４円分の切手）」**
封筒に修了証送付希望先の住所、氏名を記入し、244円分の切手を貼り付けて提出してください。

⑦ **「科目免除を証明する書類」（写しを添付）（対象者のみ）**
科目の一部免除を希望される方は、免除資格を証明する修了証、合格証等を添付してください。

９．申込先 ※ **申込み受付は、令和５年１月１２日（木）１０時より　開始します。**

建設業労働災害防止協会北海度支部　旭川分会
〒070-0035　旭川市５条通５丁目左１０号　旭川建設業会館１階　☎0166-22-5144
※ 申込み方法は、下記「13．申込み方法」を参照。

10．申込み時の注意事項

① 受講申込みの締切りですが、定員に達した場合は受講受付を終了しますのでご了承ください。
（受付け締切り後に届いた申込書等は返却します。）

② **原則として受付け後の受講料の払戻しはしません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻しします。

③ 証明写真（カラー、縦3.0㎝×横2.5㎝、裏面に氏名記入）２枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。

④ 受講者が３０名以上となる場合は、個別開催に応じますのでご相談ください。

11．受講時の注意事項

① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。

② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等は出来ません。

③ **原則として遅刻は認められません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始１５分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了試験を受けることができません。（いかなる場合でも講習開始１５分を超える遅刻は認められません。）

④ 「上記５講習科目の受講一部免除のＡ」に該当する方は、３日目から受講していただきます。
「受講免除のＢ」に該当する方は、自分が受講する科目の開始時刻の２０分前に来場し、受付けをしてください。

⑤ 修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル（ＨＢ・Ｂ）」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。

⑥ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食休憩時間は ４５ 分間ですので、外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。

⑦ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。

⑧ 講義中は講義に使用するもの（テキスト、ノート、筆記具等）以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル、缶飲料、水筒等は机の上に置いて水分補給を行って構いません。

⑨ 会場は禁煙です。講義中は座席を離れないようにしてください。

12. 旧姓又は通称の併記

① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を〇印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。

② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第30条の13（氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例）に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。

③ 通称は、住民基本台帳法施行令第30条の16第１項（外国人住民の通称の住民票への記載等）に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。

④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することは出来ません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

13．申込み方法

次の①、②いずれかの方法でお申込みください。（電話、FAX、メール等での受付けは行っていません。）
予約は行っていません。受講申込書の到着順の受付となります。
なお、定員に達した場合は申込受付けを締切りますのでご了承ください。

※ 申込み受付は、<u>令和５年１月１２日（木）１０時より</u> 開始します。

① 窓口持参…「７．受講申込みに必要なもの」に記載されているものをすべて揃えて、旭川分会事務局まで持参してください。受付け終了後、受講券をお渡しします。

② 現金書留…現金書留封筒に受講料と「７．受講申込みに必要なもの」に記載されているものをすべて同封して、旭川分会事務局まで送付してください。受付け終了後、受講券を発送します。
※ 申込受付け終了後に届いた受講申込書等、受講料は返還します。
※ 令和５年１月１２日以降に届くよう、発送をお願いします。

※受付確認	※資格確認	※受講確認

※は記入しないで下さい。

（北労安教第65号）※受付　第　　号

カラー写真2枚
縦3.0cm×横2.5cm
写真はこの欄に糊付けしないで、写真の裏面に氏名を記入して提出してください。

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習受講申込書

ふ り が な				性別	生　年　月　日
氏　　名				男・女	昭和 平成　　年　　月　　日 （満　　才）
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無（○印）	有・無	併記を希望する氏名又は通称		
現　住　所	〒　　－ 電　話（　　）　　－				
経験証明欄	経験年数	年　　か月	※経験年数を訂正する場合、修正液や受講者の訂正印は認められません。必ず事業主の訂正印（事業主証明印と同じ印）で訂正してください。		
	事業主証明	上記の経験年数に相違ないことを証明します。 事 業 場 名 代表者職氏名　　㊞			
所属事業場	住　　所	〒　　－ 電　話（　　）　　－			
	事業場名				
	連絡担当者	所属部署 職氏名　　電　話（　　）　　－			
修了証等の送付先	修了証・不合格通知書は、現住所へ郵送します。現住所以外を希望する場合は郵送先を記入してください。	〒　　－ 電　話（　　）　　－			
科目免除希望の有無（○印を記入）	有　　無	※講習科目の一部免除を受けようとする者は、免除資格を有することを証明する書面（修了証等の写し）を提出してください。			

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

令和　　年　　月　　日

申　込　者
（受講者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）１．この申込書に記入する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。
２．個人事業主が自ら受講する場合、経験年数は第三者の証明が必要となります。
３．受講申込書に記載された事項は、修了証の発行以外の事業において使用することはありません。

【※事務局記入欄】

専　門	関　連	教　育	法　令	計	判　定	修了証番号	号
					合・否	修了証交付年月日	令和　　年　　月　　日
(20/50)	(8/20)	(6/15)	(6/15)	(60/100)			

建設事業主等に対する助成金

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施する**地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習**は、厚生労働省の人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の支給対象となっています。助成金の概要は下記に示す内容となっていますので、支給要件を満たし希望される場合は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

《主な支給要件》

1．資本金が３億円以下、又は従業員が300人以下であること
2．雇用保険料率が16.5/1,000の適用を受ける建設事業主
3．助成金の不正及び労働関係法令違反、労働保険料の滞納をしていないこと
4．受講者が雇用保険被保険者であり、受講期間に対しても賃金が支払われていること
5．受講者から講習費用を徴収していないこと

《助　成　額》

1．経費助成

① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合　支給対象費用の**３／４**
② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合　35歳未満　支給対象費用の**７／10**
　　35歳以上　支給対象費用の**９／20**

2．賃金助成

① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合　一人当たり日額　**8,550円**〔9,405円〕
② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合　一人当たり日額　**7,600円**〔8,360円〕
※〔　〕内は受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価

3．生産性向上助成

生産性要件を満たした場合は、上記の支給決定後、助成額が増額される場合がありますので、詳細は労働局にお聞きいただくか厚生労働省又は労働局のホームページをご覧ください。

《その他留意点》

1．支給申請書の提出

講習終了の翌日から起算して**２ヵ月以内**に、必要書類一式を北海道労働局（又は管轄都府県労働局）に提出してください。郵送の場合は提出期間内必着です。

※　助成金の提出先及び手続等に関するお問い合わせ先
北海道労働局職業安定部　職業対策課雇用対策係
札幌市北区北８条西２丁目1－1　第１合同庁舎３Ｆ　電話011－738－1043

※　この助成金を利用する場合に必要な支給申請書等の書類は、北海道労働局（又は厚生労働省）のホームページからダウンロード出来ます。
当支部の各分会にも備え付けてありますので分会事務局にお尋ねください。

2．支給申請時に必要な「助成金支給申請内訳書（建技様式第３号別紙１）」の**受講証明**は、当支部で行っています。

建設業労働災害防止協会　北海道支部
札幌市中央区北４条西３丁目１ 北海道建設会館７階 電話011－261－6187

※　講習会の受講申し込みや講習会に関するお問い合わせについては、建設業労働災害防止協会北海道支部の各分会窓口となりますので、お間違えのないようお願いいたします。